

受付 番号	種目番号	連絡先	公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 交通対策室 交通対策課
			担当者 福田、竹内 電 話 045-307-2048
<b>設 計 書</b>			
1 委 託 名	2023年度 2027年国際園芸博覧会輸送基本計画策定に向けた検討業務委託		
2 履 行 場 所	協会事務所		
3 履 行 期 間 又 は 期 限	<input type="checkbox"/> 期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで <input checked="" type="checkbox"/> 期限 2024年3月29日まで		
4 契 約 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 確定契約 <input type="checkbox"/> 概算契約		
5 その他特約事項	なし		
6 現 場 説 明	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要 ( 月 日 時 分、場所 )		
7 委 託 概 要	(1) 会場周辺交通の分析 (2) 混雑緩和策の検討 (3) 会場外駐車場の整備に関する検討 ア) 現地調査 イ) 雨水排水の適切な排除方法と振替方法の検討 ウ) 概算工事費の算出 (4) 輸送基本計画の策定に向けた検討 (5) 各種会議の運営支援 (6) 業務打合せ (7) 報告書作成		

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

8 前 払 い

する

しない

9 部 分 払 い

する (          回以内)

しない

部分払の基準

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を (          ) で囲む

委託代金額

内訳      業務価格

消費税及び  
地方消費税相当額

# 委 託 内 訳 書

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接原価					
直接人件費					
直接人件費 (検討・設計)					
直接人件費 計					
直接経費					
旅費交通費					
電子成果品作成費					
直接経費 計					
直接原価 計					
間接原価					
その他原価					
間接原価 計					
業務原価					
業務原価					
業務原価 計					
一般管理費等					
一般管理費等					
一般管理費等 計					
業務価格 (検討・設計)					
業務価格 計					
消費税及び地方消費税 相当額					
業務委託費					

# 内 訳 明 細 書

第 1 号		直接人件費				
名 称 規 格	単位	数量	単価	金額	摘要	
直接人件費						
(1) 会場周辺交通の分析					① 第1号単価表	
(2) 混雑緩和策の検討					② 第2号単価表	
(3) 会場外駐車場の整備に関する検討						
ア) 現地調査					③ 第3号単価表	
イ) 雨水排水の適切な排除方法と振替方法の検討					④ 第4号単価表	
ウ) 概算工事費の算出					⑤ 第5号単価表	
(4) 輸送基本計画の策定に向けた検討					⑥ 第6号単価表	
(5) 各種会議の運営支援					⑦ 第7号単価表	
(6) 業務打合せ					⑧ 第8号単価表	
(7) 報告書作成					⑨ 第9号単価表	
計 (検討・設計)					上記①～⑨の合計	

第1号単価表 (1) 会場周辺交通の分析

1式当たり						
名 称	形状寸法	数 量	単 位		金 額	摘 要
直接人件費	技師長		人			
直接人件費	主任技師		人			
直接人件費	技師 (A)		人			
直接人件費	技師 (B)		人			
直接人件費	技師 (B)		人			
直接人件費	技術員		人			
計						
1式当たり						

第2号単価表 (2) 混雑緩和策の検討

1式当たり						
名 称	形状寸法	数 量	単 位		金 額	摘 要
直接人件費	技師長		人			
直接人件費	主任技師		人			
直接人件費	技師 (A)		人			
直接人件費	技師 (B)		人			
直接人件費	技師 (C)		人			
直接人件費	技術員		人			
計						
1式当たり						

第3号単価表 (3) 会場外駐車場の整備に関する検討

ア) 現地調査

1式当たり						
名 称	形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
直接人件費	技師長		人			
直接人件費	主任技師		人			
直接人件費	技師 (A)		人			
直接人件費	技師 (B)		人			
直接人件費	技師 (C)		人			
直接人件費	技術員		人			
計						
1式当たり						

第4号単価表 (3) 会場外駐車場の整備に関する検討  
イ) 雨水排水の適切な排除方法と振替方法の検討

1式当たり						
名 称	形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
直接人件費	技師長		人			
直接人件費	主任技師		人			
直接人件費	技師 (A)		人			
直接人件費	技師 (B)		人			
直接人件費	技師 (C)		人			
直接人件費	技術員		人			
計						
1式当たり						

第5号単価表 (3) 会場外駐車場の整備に関する検討  
ウ) 概算工事費の算出

1式当たり						
名 称	形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
直接人件費	技師長		人			
直接人件費	主任技師		人			
直接人件費	技師 (A)		人			
直接人件費	技師 (B)		人			
直接人件費	技師 (C)		人			
直接人件費	技術員		人			
計						
1式当たり						

第6号単価表 (4) 輸送基本計画の策定に向けた検討

1式当たり						
名 称	形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
直接人件費	技師長		人			
直接人件費	主任技師		人			
直接人件費	技師 (A)		人			
直接人件費	技師 (B)		人			
直接人件費	技師 (C)		人			
直接人件費	技術員		人			
計						
1式当たり						

第7号単価表 (5) 各種会議の運営支援

1式当たり						
名 称	形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
直接人件費	技師長		人			
直接人件費	主任技師		人			
直接人件費	技師 (A)		人			
直接人件費	技師 (B)		人			
直接人件費	技師 (C)		人			
直接人件費	技術員		人			
計						
1式当たり						

第8号単価表 (6) 業務打合せ

1式当たり						
名 称	形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
直接人件費	技師長		人			
直接人件費	主任技師		人			
直接人件費	技師 (A)		人			
直接人件費	技師 (B)		人			
直接人件費	技師 (C)		人			
直接人件費	技術員		人			
計						
1式当たり						

第9号単価表 (7) 報告書作成

1式当たり						
名 称	形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
直接人件費	技師長		人			
直接人件費	主任技師		人			
直接人件費	技師 (A)		人			
直接人件費	技師 (B)		人			
直接人件費	技師 (C)		人			
直接人件費	技術員		人			
計						
1式当たり						

---

**2023 年度 2027 年国際園芸博覧会輸送基本計画策定に向けた検討業務委託  
業務仕様書**

## **1. 総則**

### **1.1 適用範囲**

本業務仕様書は「2023 年度 2027 年国際園芸博覧会輸送基本計画策定に向けた検討業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

### **1.2 準則**

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下、「協会」という。）の委託契約約款及び契約規程を遵守することとする。

### **1.3 件名**

2023 年度 2027 年国際園芸博覧会輸送基本計画策定に向けた検討業務委託

### **1.4 履行期限**

契約の日から 2024 年 3 月 29 日（金）まで

### **1.5 履行場所**

協会事務所

## **2. 業務の概要**

### **2.1 業務の目的**

本業務は横浜市及び協会のこれまでの2027年国際園芸博覧会（以下、「園芸博」という。）に関する検討成果を基に、まちづくりや周辺道路等の整備状況を踏まえ、周辺交通状況の分析や園芸博時の交通課題の整理と交通混雑緩和策などを検討し、会場周辺の混雑緩和と来場者の安全かつ快適な輸送を実現するための輸送基本計画の策定に向けた検討を行うことを目的とする。

### **2.2 留意事項**

旧上瀬谷通信施設に関しては、横浜市の都市整備局、環境創造局、旭区、瀬谷区、緑区等において、土地利用の具体化に向けた検討を並行して進めており、業務の実施にあたっては、密接に連携して取り組むこととする。

---

### 3. 業務内容

#### 3.1 会場周辺交通の分析

提供した交通量データを基に、現在の会場周辺の交通状況を分析し、そこに園芸博への来場者交通分が増加した場合に想定される課題の整理を行う。データ検証に必要となる DRM データなどは受注者が準備すること。

また、発注者が提供するデータは以下を想定しており、場合によっては不足分は受注者が収集を行うこと。

<提供予定データ>

- ・ ETC2.0
- ・ 道路管理者の交通量データ
- ・ 園芸博開催期間中の来場者交通量（過年度検討結果）

#### 3.2 混雑緩和策の検討

3.1 で整理した課題に対する解決策の検討を行う。

また、技術検討会（3.5 参照）と連携しながら、周辺駅から会場までのシャトルバスの速達性・定時性確保に向けた周辺道路の混雑緩和策や会場駐車場入出庫の混雑緩和策、会場周辺の生活道路への侵入抑止などの検討など混雑緩和に関する各種検討を行う。

#### 3.3 会場外駐車場の整備に関する検討

会場駐車場整備の与件となる来場者用会場外駐車場について、現在遊水地として使用されている用地を利用することを想定している。そこで、遊水地を駐車場として利用する際に必要となる遊水地機能確保の概略検討を行い、関係機関等との協議に必要な資料の作成を行う。

<遊水地機能確保の案>

- ・ 隣接する複数の遊水地の一部を会場外駐車場候補地としている（横浜市内）
- ・ 駐車場として利用する遊水地では雨水貯留を行わない
- ・ 一方で、複数の遊水地全体の計画貯留量は確保する必要があるため、会場外駐車場として利用する一部の遊水地の計画貯留量を隣接する残りの遊水地に振り替える必要がある（雨水排水の排除方法及び振替方法を検討）
- ・ 振り替えられる遊水地は計画貯留量を増強する必要がある

##### (1) 現地調査

駐車場整備に必要な地盤高等の調査を実施し、取りまとめを行う。

##### (2) 雨水排水の適切な排除方法及び振替方法の検討

当該遊水地を会場外駐車場として利用する場合の各遊水地の能力検証を行う。

---

能力検証を行った結果を踏まえ、当該遊水地における雨水排水の適切な排除方法と振替方法等について、実現可能な最適案を検討する。

### (3) 概算工事費の算出

検討結果から会場外駐車場整備に必要な概算工事費の算出を行う。

## 3.4 輸送基本計画の策定に向けた検討の支援

2023年度内に策定予定の輸送基本計画の策定に向けた検討を行う。

輸送基本計画の策定に向けては、2027年国際園芸博覧会輸送対策協議会（3.5 参照）と連携しながら、本業務及び今年度の他業務委託、過年度検討結果などから下記内容を整理するための支援業務を行う。

輸送基本計画は公表することを想定しており、整理するための資料については協会から提供するとともに、資料等の加工及び体裁を整えること。

<基本計画に記載する内容>

- 1.目的（基本方針、目指すべき姿など）
- 2.来場者の方向別内訳（県内、県外、海外からの来場の方面別の内訳 想定総数およびピーク日）
- 3.会場までの輸送計画（公共交通機関、自家用車、団体バス、徒歩等）
- 4.主な来場者想定ルート（公共交通、自家用車（会場・会場外駐車場（P&R 利用）、団体バス、徒歩）
- 5.来場者輸送対策（シャトルバスの速達性・定時性確保に向けた周辺道路の混雑緩和策、チケット予約導入等）
- 6.TDM実施のイメージと期待する効果
- 7.検討・対応が必要な課題
- 8.今後のスケジュール

## 3.5 各種会議の運営支援

協会が主体的に運営を行う輸送対策に係る各種会議の運営支援する。

運営支援の内容は、説明資料作成、印刷、議事録作成とする。なお作成する資料は、本業務で検討項目の中間成果、及び発注者からの貸与資料の整理したものを想定する。

各会議の概要は以下を想定している。

- ・2027年国際園芸博覧会輸送対策協議会（委員30名、3回/年程度）
- ・2027年国際園芸博覧会輸送対策技術検討会（委員4名、3回/年程度）

---

### 3.6 業務打合せ

業務を進めるにあたり、委託者と受託者で打合せ等を行う。(初回、中間3回、最終の計5回程度)

### 3.7 報告書作成

検討結果について、報告書にとりまとめる。

## 4. 成果品

(1) 本業務の成果品は次のとおりとし、受託者は履行期限までに納入すること。

- ・報告書 (A 4判・ドッジファイル製本1部)
- ・報告書及び調査で作成した資料の電子データ (DVD-R 格納1部)  
※Microsoft Office により編集可能なデータも併せて格納すること。
- ・その他、調査・検討過程の資料で委託者が必要と認めるもの。

(2) 成果品作成等に当たっては、委託者と協議し、委託者の指示に従うこと。

---

## 5. その他

- (1) 業務の実施に関しては、委託者と協議の上、業務実施計画を策定し、業務を実施する組織体制と併せて提出すること。
- (2) 受託者は、常に委託者と密接な連携を図り、委託者の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的進行に努めなければならない。
- (3) 当委託業務における計算の根拠、法令、資料の出展等はすべて明確にすること。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたり、委託者及び横浜市等が発注する他の業務等と関連する内容について、他の業務の受託者等と連携して行うこととする。
- (5) 受託者が本業務を実施するにあたり生じた諸事故や第三者に与えた損害等については、受託者が一切の責任を負うとともに、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとする。
- (6) 受託者が委託者の所有する書籍や報告書類等を借り受け、これを紛失又は破損した場合、受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償することとする。
- (7) 設計図書に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けること。
- (8) 受託者が、本業務に関して個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第12条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。
- (9) 受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (10) 作業過程のデータ等を含め、成果品についての著作権などの全ての権利は、協会に帰属するものとし、協会と協会が指定する第三者に著作者人格権を行使しないこと。
- (11) 本業務を通じて知り得た情報について、受託者は守秘義務を負うこととし、委託者の許可なく使用することのないように、適切に管理すること。また、これらに関して委託者の了承なしにこれを公開しないこと。

## 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記条項として、電子計算機処理等(開発、運用、保守及びデータ処理等をいう。)を目的とする委託契約(以下「この契約」という。)に関する公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会(以下「委託者」という。)が保有する一般に公開していない情報(非開示情報という。)及び非開示情報以外の情報をいう。以下同じ。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するための情報の取扱いにあたっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による業務に係る情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として管理責任者を選定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、この契約による業務に関して知り得た非開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による業務を遂行するために情報を収集するときは、当該業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る情報を、当該業務を遂行する目的以外の目的で利

用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を遂行するに当たって委託者から提供された、非開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下「非開示資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、契約による業務を効率的に処理するため受託者の管理下において使用する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、受託者は、複写又は複製した資料の名称、数量、その他委託者が指定する項目について、速やかに委託者に報告しなければならない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を作業場所の外へ持ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による業務を遂行するために得た非開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により非開示情報を取り扱う業務を再委託する場合は、当該再委託を受けた者(以下「再受託者」という。)の当該業務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うとともに、第1条第2項に定める基本的な情報の取扱いを再受託者に対して課し、あわせて第2条の規定を再受託者に遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3 受託者は、前項の再委託を行う場合は、受託者及び再受託者が特記事項を遵守するために必要な事項及び委託者が指示する事項を再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、再受託者に対し、当該再委託による業務を遂行するために得た非開示情報を更なる委託等により第三者に取り扱わせることを禁止し、その旨を再受託者と約定しなければならない。

(非開示資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 前項ただし書の場合において、委託者が当該非開示資料等の廃棄を指示した場合、廃棄方法は焼却、シュレッダー等による裁断、復元困難な消去等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に情報を返還せず、又は廃棄しないときは、委託者は、受託者に代わって当該情報を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄につい

て異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、この契約の履行期間中必要と認められた場合は、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、この契約の履行期間中必要と認められた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第12条 受託者は、約款第27条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による業務を遂行するために受託者又は再受託者が取り扱う非開示情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、き損及び改ざんがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 委託者は、受託者が特記事項前条の規定による検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第14条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(第二次著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合にお

いても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由を起因として権利侵害となる場合は、この限りではない。

# 個人情報取扱特記事項

2021年12月24日制 定

2022年12月20日最近改正

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会(以下「委託者」という。)がこの契約(委託者が締結した委託契約書のことをいう。以下同じ。)において個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法令等(特定個人情報を取り扱わせる者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を含む。)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって委託者から提供された個人情報が記録された、文書、図画、

写真、フィルム及び電磁的記録（以下「資料等」という。）を複製し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

2 前項ただし書の場合は、受託者は、複製又は複製した資料の名称、数量、その他委託者が指定する項目について、速やかに委託者に報告しなければならない。

（作業場所の外への持出禁止）

第7条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報記録された資料等（複製及び複製したものを含む。）について、作業場所の外へ持ち出してはならない。

（再委託の禁止等）

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。

3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

（資料等の返還）

第9条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

（報告及び検査）

第10条 委託者は、この契約の履行期間中、個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、この契約の履行期間中、個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

（事故発生時等における報告）

第11条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（研修の実施及び誓約書の提出）

第12条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並

びに従事者が負うべき個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書（様式1）及び研修実施報告書（様式2）を委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に再委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書（様式1）及び研修実施報告書（様式2）を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書（様式1）及び研修実施報告書（様式2）を委託者に提出しなければならない。

（契約の解除及び損害の賠償）

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。



年 月 日

(提出先)

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

代表理事 河村 正人

(提出者)

団体名

責任者職氏名

## 研修実施報告書

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会の個人情報  
報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱  
う場合に遵守すべき事項並びに個人情報の保護に関する  
法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての  
研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約  
書(様式1)(全 枚)のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいき  
ます。